

八代市公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の変更案について八代市に意見書を提出することができる。

令和3年11月25日

八代市長 中村 博



1. 都市計画の種類及び名称

八代都市計画道路 3・4・11号 西片西宮線

2. 都市計画の変更に係る土地の区域

八代市西宮町字小寺、同字高丸及び同字階下の各一部

3. 都市計画の変更案の縦覧場所

八代市建設部都市整備課（八代市役所仮設庁舎西棟2階）

4. 都市計画の変更案の縦覧期間及び縦覧時間

（1）縦覧期間

令和3年11月26日から令和3年12月9日まで（土日を除く）

（2）縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5. その他

市ホームページでは、上記期間において、土日も含め終日縦覧できます。